

市有施設等における受動喫煙対策の基本方針について

1 基本方針策定にあたっての考え方

○健康増進法の一部改正を踏まえ、市有施設等のうち、多数の者が利用する施設について、その区分に応じ、令和2年4月の全面施行に向け、段階的に受動喫煙対策を行う。

○地方公共団体には、住民の健康を守る観点から、受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進するよう努める責務が課されていることを踏まえ、市民の理解を得ながら、法による義務よりも強化した対策を行う。

○この基本方針は、各施設の標準的な対策を定めたものであることから、各施設において更に強化した対策を行うことを推奨する。ただし、施設固有の事情により、この基本方針に沿えない場合は、法を遵守した上で、受動喫煙対策を行うものとする。

2 施設区分による受動喫煙対策の基本方針

種別	施設区分	法律上の義務	本市の基本方針	実施期限
第一種	学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎 ^{注1}	敷地内禁煙 ※屋外喫煙場所の設置可	敷地内禁煙 ※屋内・屋外ともに喫煙禁止	令和元年 7月1日
第二種	法よりも対策を強化する施設 ^{注2}	屋内禁煙 ※喫煙専用室等の設置可、屋外は喫煙可	屋内禁煙 ※屋内は喫煙禁止、屋外は受動喫煙が生じないよう配慮したうえで喫煙場所設置可	令和2年 4月1日
	上記以外の公民館、図書館、体育施設、コミセン、水道施設、清掃センター、老人憩いの家など			

注1 行政機関の庁舎

- ・政策や制度の企画立案業務が行われている施設
⇒本庁舎、区役所、出張所、連絡所
その外政策や制度の企画立案業務が行われている出先機関
- ・本市に設置が義務付けられている施設
⇒児童相談所、こころの健康センター、消防施設など

注2 法よりも対策を強化する施設

- ・子どもの利用を目的とした施設⇒教育相談室、こども創造センターなど
- ・保健衛生部が所管する機関⇒衛生環境研究所、食肉衛生検査所
- ・既に敷地内禁煙を実施済みの施設⇒水族館、新潟市美術館、一部の公民館、一部のコミセン、食育・花育センター、動物ふれあいセンターなど